路線名	九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線			
道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大野城市大字乙金一一一二番三から同市大字乙金一一〇四番五まで		前	最大 九八（メートル）	（メートル）
			最小 六〇	二四五
		後	最大 二三〇	
			最小 七三	

○国土交通省告示第二百三十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道弘前線	宮城県黒川郡富谷町穀田字土屋沢六一番三から同県黒川郡富谷町穀田字角力沢四三番二まで	平成二十二年三月二十七日十五時

○国土交通省告示第二百三十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北陸自動車道	福井県南条郡南越前町上野四三字駄小屋一番二から同県南条郡南越前町牧谷三六字東渡り下四番四まで	平成二十二年三月二十八日六時

○国土交通省告示第二百三十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中国縦貫自動車道	兵庫県佐用郡佐用町口金近字小僧谷四九九番から同県佐用郡佐用町奥金近字熊竹四番一まで	平成二十二年三月二十八日十七時

○国土交通省告示第二百三十八号

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令（平成五年政令第二百五十五号）第二条第一号及び第二号、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項第一号並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）第三条の規定に基づき、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日　国土交通大臣　前原　誠司

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法等の一部を改正する告示

（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法の一部改正）

第一条　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法（平成五年建設省告示第千六百二号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「大平町」、「藤岡町」、「大利根町」、「栗橋町」、「鷲宮町」、「騎西町」、「菖蒲町」及び「印旛村」を削り、「平塚市」を「相模原市　平塚市」に改め、「相模原市」及び「新居町」を削り、「岩倉市」の下に「みよし市」及び「あま市」を加え、「春日町」、「甚目寺町」、「三好町」、「七宝町」、「美和町」、「小坂井町」及び「安土町」を削り、「前原市」を「糸島市」に改める。

別表第2中

栃木県河内町	0.80
群馬県群馬町	0.80

を

「栃木県河内町　0.80
栃木県大平町　0.80」に、
「栃木県藤岡町　0.75
群馬県群馬町　0.80」に、
「埼玉県江南町　0.75
千葉県佐原市　0.75」を
「埼玉県江南町　0.75
埼玉県騎西町　0.80
埼玉県大利根町　0.85
埼玉県菖蒲町　0.80
埼玉県栗橋町　0.85
埼玉県鷲宮町　0.85
千葉県佐原市　0.75」に、
「千葉県大原町　0.80
東京都保谷市　1.10」を
「千葉県大原町　0.80
千葉県印旛村　0.80
東京都保谷市　1.10」に、